

# 平成29年度 札幌市あけぼの荘事業計画

## 基本方針

平成29年度は改正社会福祉法が施行され、社会福祉法人に係る制度も大きく変革し、私どもの法人もそれに則った組織変革が求められている。

救護施設の種別においては、全国救護施設協議会が示す「救護施設として取り組むべき生活困窮者支援にかかる事業等について」の基本方針のもと更なる施設の機能強化が求められており、当施設も「地域との連携」「施設利用者の地域移行への支援」「地域の生活困窮者の支援」について取り組んでいく。

一方近年慢性的な入所人員の減少が続いており、それに歯止めをかけていくことが喫緊の課題である。従来のいわゆる終の棲家として機能してきた「滞留型施設」から積極的に地域や他法施設への移行を促す「循環型施設」としてシフトしていく過渡期であると捉えており、様々な理由により退所される方が増える中、それに見合った新規の入所者が追いついていない現状である。救護施設は常に満床といったイメージを持たれている方が多いことや、そもそも救護施設の存在自体が関係各所にあまり知られていない実態もあることから、数年前から実施している生活保護実施機関への勉強会や、精神科病院、障害者相談支援事業所等への周知活動を引き続き行っていく。それにより入所経路の門戸を広げ、様々な課題を抱えた方を受け入れられるよう検討を進めていく。

利用者支援については、一人ひとりの個別支援計画が完成し細かな支援に向けた体制が確立したことから、更なる内容の充実を目指しアセスメント、モニタリングを繰り返し個別のニーズに合わせたサービスを実施していく。ここ数年、社会的に施設における「虐待」が問題視されてきていることから、「人権擁護委員会」を中心として、利用者接遇の在り方、施設サービスの在り方について更なる改善を図っていく。

平成30年度は札幌市あけぼの荘指定管理者制度の更新時期であることから、引き続き指定管理者として選定して頂けるよう、従来の施設機能を果たしていくことはもちろんのこと、時代に合った新たな福祉ニーズに応えていくよう努める。

## 重点目標

### 1. 自己実現と個別支援体制の充実

#### (1) 個別支援計画に基づいた支援の推進

利用者様の日々の支援については、ご本人一人ひとりが思い描く生活を実現するために個別支援計画に基づき実施していく。論理的手法に基づいたアセスメント、モニタリングを繰り返すことでより細かな支援を展開していく。

### 2. 人権を尊重した支援の推進

#### (1) 人権擁護の推進

一昨年来実施してきている「人権擁護委員会」での取り組みによって人権に関する意識が高まってきている。今年度は更に福祉施設職員としての人権に対する理解や対応について、標準化できるよう「行動指針」の策定を手掛ける。

### 3. 地域移行支援と地域の生活困難者の支援の推進

#### (1) 地域生活移行支援の継続

昨年度も「居宅生活訓練事業」を実施し、地域生活を希望する方を対象とし述べ4名の訓練を行った。地域生活希望者のニーズも様々で、独居のみならず就労を目指す方、地域の他法サービスを希望する方、引き続き当施設への通所を希望する方等、今年度も引き続き地域移行に向けて細やかな支援を継続していく。

## **(2) 地域生活困窮者支援の推進**

札幌市の生活困窮者自立支援事業所等との連携により、地域で暮らす生活困窮者の自立支援の一環である中間就労の受け皿として役割を担っていく。

## **(3) 一時入所の積極的受け入れ**

一般的な入所のみならず、地域で暮らす方で緊急的に居所が必要となる方を積極的に受け入れ、地域のセーフティネットとしての役割を担っていく。

## **4. 健康支援と感染予防**

### **(1) 健康診断の実施と疾病の早期発見・早期治療**

嘱託医の指示のもと、定期的な回診やレントゲン検診、癌検診などの各種定期健康診断の実施、また細かな観察や相談及び必要に応じて通院を迅速に行い、健康管理と疾病の早期発見・早期治療に努める。

### **(2) 感染症対策・嚥下予防の実施**

高齢化、重度化、慢性疾患等により状態が重篤になる場合も予想されるため各種予防接種の実施、手洗い、うがい、除菌等による感染症の予防に努める。また感染症に対する職員意識の向上に努める。

食事を飲み込む力が弱まり誤嚥の危険性が高まってきていることから口腔内衛生と嚥下機能低下を予防していく。

## **5. 食の向上と栄養管理**

### **(1) 栄養管理の徹底**

個別の身体状況、生活状況、栄養状況に応じた食事形態、栄養管理の徹底を図り、生活習慣病の予防や重度化防止など健康の維持・向上に努める。さらには食や栄養に対する関心を持ってもらうため、機会を設けて栄養指導等も実施していく。

### **(2) 豊かな食事の提供と給食環境の改善**

毎日の食事が最大の楽しみになるよう、季節感のある料理や変化に富む献立に努めるとともに、利用者様の意見や嗜好を考慮した安全で満足度の高い食事を提供する。

自力摂食が困難になる状況の方には、自助食器、自助具等の提供により自力摂取の助長に努める。又、食後の口腔ケア対策の徹底、誤嚥等の防止のための見守りなど、給食環境と食事介助体制の改善に努める。

## **6. 施設の安定経営と運営体制の確立**

### **(1) 安定経営に向けた定員の確保**

近年、札幌市内救護施設における利用人員の未充足状態が続いている。現状のままでは経営にも影響を及ぼすため、今年度は充足率95%を目標とし、従来的一般入所に加え一時入所などの短期的入所も柔軟に検討していく。

### **(2) 救護施設周知活動の強化**

救護施設の周知を図るため他機関等との連携やネットワークづくりに努める。福祉事務所や精神科等病院の地域連携室、地域の相談支援事業所等への勉強会、周知活動を行う。

## **7. 施設の機能強化と専門性の確立**

### **(1) リスクマネジメント体制の整備とマニュアルの策定**

ヒヤリハット報告及び事故報告の検証等により事故の再発防止に努める。さらに、必要に応じて新たにマニュアルを作成、或いはマニュアルの見直し等を行い、より実態に即したマニュアル整備を行うこととする。

### **(2) サービス評価活動の充実と改善方策の検討**

福祉サービス第三者評価の結果およびサービス自己評価の結果をもとに改善策を講じ、サービスの質の向上に努める。自己評価の検証を毎年実施し、全職員が委員会へ参加していくことで、施設が向かうべき方向性を共有していく。